明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う文部科学省関係省令の整備に関する省令（**文部科学**一）　一

〔告　示〕
○金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第十八条第一項の規定に基づき、金融庁長官の指定する信託業務を営む金融機関を定める件（**金融庁**二）　三
○電子記録債権法第七十二条第一項の規定に基づく届出により、本店の所在地を変更した件（**金融庁・法務**一）
○日本国に帰化を許可する件（**法務**七）
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十二条第一項の登録をした旨を公示する件（**厚生労働**四）
○種苗法第十三条第二項の規定に基づき品種登録出願を取り下げた件（**農林水産**三五）　四
○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（**同**三六）
○保安林の指定をする件（**同**三七～四三）
○砂防法第二条の土地を指定する件（**国土交通**一五）
○船舶安全法に基づく型式承認等をした件（**同**一六、一七）
○道路に関する件（**近畿地方整備局**一～三）
○道路に関する件（**四国地方整備局**一、二）
○道路に関する件（**九州地方整備局**三～六）　五

〔国会事項〕　六

〔人事異動〕
法務省　最高裁判所　七

〔公　告〕
諸事項　八

官庁
建設業の許可の取消処分関係　八
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、会社更生、再生関係　八
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　九
会社その他　三〇

省　令

○文部科学省令第一号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第五十一号）の一部及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う文部科学省関係政令の整備に関する政令（平成二十八年政令第二百七十五号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う文部科学省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十九年一月十日

文部科学大臣　松野　博一

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う文部科学省関係省令の整備に関する省令

（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行規則（昭和三十三年文部省令第十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「都道府県」の下に「及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下単に「指定都市」という。）」を加える。

第二条中「都道府県」の下に「及び指定都市」を加える。

第三条第一項中「市（」の下に「指定都市を除き、」を加える。

（義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則の一部改正）

第二条　義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則（平成十六年文部科学省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則

第一条第一号中「義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令」を「義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令」に改め、同条第二号中「都道府県」の下に「及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）」を加える。

第二条の見出し中「教員基礎給料月額」を「都道府県教員基礎給料月額等」に改め、同条中「教員基礎給料月額」を「都道府県教員基礎給料月額」に、「公立の小学校等」を「都道府県及び市町村の設置する小学校等」に、「規定する小学校等」を「規定する都道府県及び市町村の設置する小学校等」に改め、同条に次の一項を加える。

2　令第一条第十二号に規定する指定都市教員基礎給料月額は、次に定めるところにより算定した額の合計額を当該指定都市における当該年度の五月一日に在職する指定都市の設置する小学校等（同号に規定する指定都市の設置する小学校等をいう。以下同じ。）の一般教職員の実数で除して得た額とする。

一　別表第一の月額の欄に掲げる額に当該額に応ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に応ずる当該指定都市における当該年度の五月一日に在職する指定都市の設置する小学校等の一般教職員である校長の実数を乗じて得た額の合計額

二　別表第二の月額の欄に掲げる額に当該額に応ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に応ずる当該指定都市における当該年度の五月一日に在職する指定都市の設置する小学校等の一般教職員である副校長及び教頭の実数を乗じて得た額の合計額

三　別表第三の月額の欄に掲げる額に当該額に応ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に応ずる当該指定都市における当該年度の五月一日に在職する指定都市の設置する小学校等の一般教職員である主幹教諭及び指導教諭の実数を乗じて得た額の合計額